

緑化面積の計算方法

(都市緑地法施行規則第9条)

緑化施設の面積とは、以下の式で算出された面積A、BおよびCの総和を指します。

A. 樹木の場合(①~③のうち、いずれか1つの方法で計算する)

① 樹冠の水平投影面積の合計

② 樹高に応じた水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
1m以上2.5m未満	1.1m
2.5m以上4m未満	1.6m
4m以上	2.1m

③ 一定密度以上植栽された土壌等の水平投影面積の合計

植えられている樹木の本数に応じ、以下の式にあてはめ計算する。

$$A \leq 18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$$

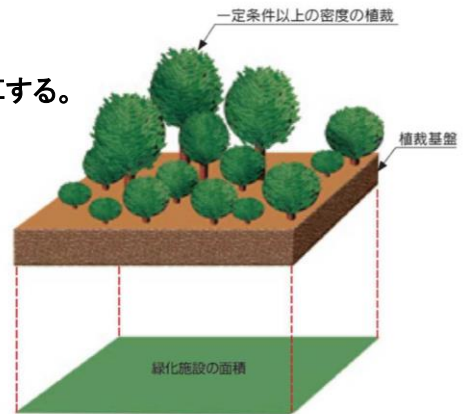
A: 当該部分の水平投影面積

T1: 高さが 4m以上の樹木の本数

T2: 高さが 2.5m以上 4m未満の樹木の本数

T3: 高さが 1m以上 2.5m未満の樹木の本数

T4: 高さが 1m未満の樹木の本数



B. 地被植物の場合

・芝等で表面が被われている部分の水平投影面積。花壇等の場合は、植物が生育するための土壌で被われている部分の水平投影面積

C. 壁面緑化の場合

・緑化された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計(m)に 1mを乗じた面積

